

## 検査の 要請の 内容等

- ✓ **要請（平成29年6月）された事項は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する次の各事項**
  - ① 大会の開催に向けた取組等の状況
  - ② 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況
- ✓ **平成30年10月に、第1回の報告を行い、その所見において、内閣官房オリパラ事務局は、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して対外的に示すことを検討することに留意する必要がある旨などを記載**

## 検査の 結果

- ✓ 政府の取組状況報告等の**公表資料において、大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務等が記載されていない事態**
- ✓ 大会組織委員会において、**パラリンピック経費に係る契約について、適切な会計経理がなされていないなどの事態**
- ✓ **大会の関連施策（25年度から30年度の支出額1兆600億余円）について、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた事業が複数見受けられたなどの事態**

## 所見

- ✓ オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の**全体像を把握して公表することについて充実を図っていくこと**
- ✓ 国は、**パラリンピック経費について、適切な会計経理が行われたものであるかなどの確認がよりの確に行われるように働きかけていくこと**
- ✓ **大会の関連施策を実施する各府省等は、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営等に資するよう努めること**

## 国が担う必要がある業務についての公表状況

### 前回の検査結果報告（平成30年10月）における所見

オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について**大会との関連性等を整理**した上で、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、**経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討**すること

### 前回の報告後の政府の対応

予算種別	オリパラ関係予算	行政経費			→ 従来から実施
A B C分類	A分類	B分類		C分類	→ 報告に対応して実施
事業種別等	政府の取組状況報告（実施事業の内容は報告されるが事業費の報告はない）				→ 従来から実施

#### オリパラ関係予算

大会運営等に直接資するなどの要件を満たす施策に係る予算で、これまで平成28～30年度分について公表していたところ、令和元年度分を加えるとともに、平成25～27年度分も遡って整理して公表（計2197億円）

#### A B C分類

検査院が前回報告で報告した政府の取組状況報告に記載された事業の25～29年度の支出額（計8011億円）について、新たに、A～Cに分類して公表

#### 政府の取組状況報告

30年度の取組の実績を追記する更新を行う

#### A分類：大会の準備、運営等に特に資する事業

B分類：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業

C分類：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業

## 検査結果

#### オリパラ関係予算

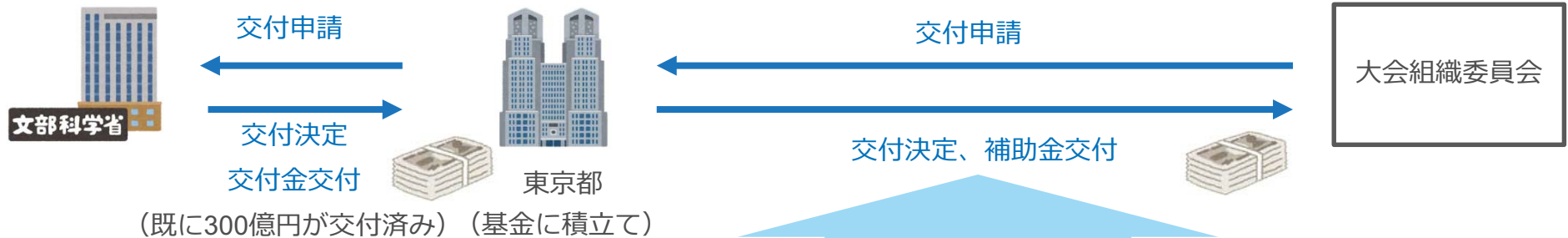
国庫債務負担行為により後年度（令和2年度）に支出が予定されている予算を公表していなかった

#### 政府の取組状況報告

大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務が記載されていないものがあった  
独立行政法人日本スポーツ振興センターによる大会の開催に係る事業に対する助成が記載されていないものがあった

## パラリンピック経費（負担割合 大会組織委員会 2：東京都 1：国 1）

国からの交付金の交付の流れ



共同実施事業管理委員会は、**パラリンピック経費**の基本的な考え方に沿って適切かどうかを**確認**

- ① 経費の内容がパラリンピック競技・選手に深く関わるものであること
- ② オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に案分されたものであること
- ③ 経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること

### パラリンピック経費の確認

共同実施事業管理委員会  
文部科学省、オリパラ事務局、  
東京都及び大会組織委員会

### 補助金の使途

**パラリンピックに係る**大会中一時的に必要な建物、観客席等の設置・撤去、輸送、セキュリティ等の経費

### 検査結果

大会組織委員会の契約において、**適切な会計経理がなされていない事態**や  
**オリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について検討が不十分な事態**

これらの事態について、例えば

- ・ 委託費の精算に当たり、契約書等において、委託業務に従事した人日数等の確認をするための**根拠資料の提出を求めている**
- ・ 交付金の交付対象となるオリンピック・パラリンピック共通会場分の実施設費の算出に当たり、共通会場と**オリンピック専用会場との共用施設に係る費用をオリンピック専用会場に案分せず、全額共通会場に係る費用としていた**

## 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

### 前回の検査結果報告（平成30年10月）における所見

大会の関連施策を実施する各府省等は、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること

### ○各府省が実施する大会の関連施策の支出額(25～30年度)

(単位：百万円)

「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策 (8分野45施策)	「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策 (7分野26施策)	14府省庁	支出額
13府省庁 179事業	790,031	12府省庁 159事業	269,538
両方にまたがる事業（内閣）		2事業	437
合計		340事業	1,060,008

主なもの

①セキュリティの万全と安全安心の確保	68事業	38,916
②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策	35事業	208,139
③暑さ対策・環境問題への配慮	30事業	277,948
④メダル獲得へ向けた競技力の強化	18事業	85,907
⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備	2事業	1,336
⑥新国立競技場の整備	1事業	136,413

### 前回報告のフォローアップ検査の結果改善が見られたものの例

#### ⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備

前回報告

大会開催時には約500名程度のドーピング検査員が必要とされているのに対して29年度末の国内認定者は269人



今回報告

募集による新規認定者の増加により30年度末で361名に増加。これに海外からの受け入れを合わせて人数は確保の予定

### 一方で、新たに課題として報告を行ったものの例

#### ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

日本人及び再入国許可を受けた在留外国人の出入国手続に係る①指紋認証ゲートの更新・増配備及び②顔認証ゲートの導入（法務省）



- 指紋認証ゲート、顔認証ゲートとも入国審査官による対面審査が不要
- 顔認証ゲートは事前登録は不要だが25年度当時導入は困難  
→ 29年度から導入され高い利用率
- 指紋認証ゲートは事前登録が必要だが25年度当時から導入が可能  
→ 26年度に増設するも利用率低迷



法務省は、限られた審査場のスペースを最大限有効に活用する方策を検討する必要がある